

## 日本古代史研究の一動向

### — 國家構造を繞る理論的把握の發展 —

東 晶

構成國家構造の基本的特質、或は日本歴史の發展過程における正しい位置付け、更には個個の事實と前二者との關連については、殆んど知ることが出来なかつたのでなからうか。

四・五世紀に略々統一的な國家が形成されてから、七世紀中葉に律令國家が出現する迄の期間は、日本古代史において、興味ある又重要な時期の一つである。

この時期に就ては、天皇・部民・氏族等を繞る制度史的或は政治史的な多くのすぐれた實證的研究が行われて來た。我々のこの時期に關する知識の多くは、それらの實證的研究によつてゐる。併し、それらの研究は、天才的或は精力的な敬服すべき業績であつたにも拘らず、猶お次の點に關しては批判の余地があつたのではなからうか。即ち、それらの業績によつて、我々は、個々の事實についての詳細綿密な知識を深め得たが、この時代の社會

且つ不正確な古代史料に對して、正しい方法論的意識に立脚することなく、主觀的時には獨斷的な理論を唯一つの根據として、研究を進められたことに基づくものではなかつたらうか。我々は古代史研究を更に穩り多きものとするためには、正しい方法論的意識に立脚した科學的な理論的認識を持たねばならないのである。かゝる研究は、所與の時代の基本的矛盾すなわち階級關係を正しく把握すること、更にかゝる階級關係の具體的形態を明確に且つ動的に發展過程に於て理解すること、によつて果されるのである。

四・五世紀から七世紀中葉にかけての時代は、以上の研究方法に立脚する人々によつて、奴隸所有者的社會構成を持つ古代國家として理論的認識を深められて來た。本稿は、かゝる理論的認識の成果を概觀しつつ之を一層深める事を意圖して居る。従つて、取上げられた研究は必ずしも最近のそれのみでなく、時間的には相當以前の研究を含むこと、及び、最近の實證的研究を殆んど取上げなかつたこと（それが無意味であるといふのでは決してない）、を斷つて置かなければならない。

現在、この期間について關心を集めつつあるのは、四・五世紀以來の古代國家から七世紀の律令國家への發展の必然性は何か、その必然性は古代國家の内部にいかん成長して來たか、という問題である。以下に於ては右の問題に對して

一、奴隸所有者的社會構成における一般農民の生長とその意義

一、右にもとづく律令的デスボティズム出現の必然性

の二點について、先學の研究の主要なものを取上げた。紙數の關係で省略したものも少く

ないが已むを得ない。

従来、前述の研究方法にもとづく理論的研究は、古代國家の成立期を中心として行われ、特に、その基本的矛盾が奴隸所有者對奴隸に外ならなかつたことを立證するために行われて來た感がある。この結果、古代史における地域差の問題、律令國家も基。本。的。には古代國家と同一の階級關係に立つこと、等の成果を見たのであつた。併し、殘された問題は頗る多く、反面之等の研究の誤謬もないではなかつた。特に大化改新については多くの訂正と反省を必要とするようである。即ち、一、改新の必然性について、支配階級間の所有形態の矛盾のみを重視して、基本的な階級關係に内在する矛盾を輕視する傾向のあつたこと二、改新の主體的勢力であり、律令國家の最高主權者たる皇室のデスポットとしての成長發展を重視しなかつたこと、はその主要な缺陷であつた。しかも後述の如く兩者は必然的な關連性を考慮して重視すべき事項なのである。

日本や中國の如き東洋の古代奴隸所有者の社會は、その基本的な奴隸所有者對奴隸の階

級的矛盾を解決する場合、直ちに封建社會に移行することなく、かえつて従來の社會構成の上に立つた壯大な國家權力をもつ律令國家を形成する過程を經ている。この事を考へるとき、我々は、前述の二つの問題を探究することによつて、歴史學全般の發展法則について、より豊かな内容を附加し得るのでないかと思はれるのである。現在の古代史の學界の一動向として右の傾向は明らかに看取し得るところである。以下、未熟を顧みず本稿を記述する所以である。

## 二

奴隸制に對する研究が、奴隸人口と全人口との比率によつてのみなされるといふ非科學的操作を克服して、歴史的發展過程の必然性に立脚しながら、科學的な水準に迄高められたのは、「日本歴史教程」の編纂者達によつてであつた。就中、戦後「古代社會の構造」と題して出版を見た渡邊義通氏の業績は劃期的な意義を持つている。特に「屯倉田莊の研究」(第二論文)「日本上代社會の特質」(第

三論文)は、現在の古代國家の理論的把握の骨格をなしている。氏は四・五世紀から六七世紀にかけての奴隸制社會古代國家成立について左の如く述べられた。

三・四世紀に至つて、生産力の發達は鐵製農具の使用を契機として飛躍的に行われたが、地域的・社會的に頗る不均等に現われた。その結果、生産力の著しく發達した先進社會に於ては、階級分化の進展、共同體的體制の崩壞、余剩生産を收取する家父長的家内奴隸所有者の出現、更に彼等の余剩生産取得を目指す各種の運動の發生、等があらわれた。この家父長的家内奴隸所有者を中軸とする運動とは彼等による列島支配に外ならないが、支配形態には各地域の歴史的諸條件に制約せられて次の三類型を生じた。

第一類型。畿内の先進地帯の新たな開墾によつて造られたと傳へる屯倉田莊に多く、ローマのラティフォンディアの形態に類似する。

先進地域の既耕地は、彼等家父長的家内奴隸所有者の同族者達の共同體的所有に歸しているため、彼等の私有制への欲求(=奴隸制的支配)の貫徹の對象としては不適當であつ

た。従つて、彼等は、かゝる束縛のない地域へ、廣大な未耕地の獲得と、その開墾・耕作に自由に使役し得る奴隸勞働力の獲得とにむかつて行つた。彼等は、周邊の諸地域に對して征服戦争を行い、捕虜・歸化人・服屬地からの貢人を得て、勞働力を確保した後、之等の勞働力を奴隸制的に使役してその全生産物を取得した。かゝる支配地の總理者として歸化人が用いられることが多かつた。

第二類型。量的に最も多く現われたもので、征服によつて後進地域の共同體をそのまま奴隸制的に支配する形態である。この場合は、第一類型と異なり、被征服地域に於ては、従来の共同體的諸關係及び生産様式（小生産による生産手段の占有）は、舊來の關係を持続する。又生産物の一部分は生産者の下に止められるが、余剩勞働の全部時には必要勞働さえも收取される。かゝる勞働力は、服屬の動機（奴隸制的支配擴大のための征服による）、その後の隸屬關係（土地を媒介とせぬ直接的人身的隸屬による）の事情から考へて、形態的には農奴的外貌を呈するが歴史的には奴隸の一形態と理解すべきである。か

かる形態は、被征服者側の強固な共同體の残存と、廣汎な共同體（自給自足體制）の残存による交換經濟の未發達とに、制約されて生じたものである。

第三類型。自由民が奴隸制的隸屬關係に轉落して行く場合に生じた過渡的形態で、獨りはそれである。

以上の渡邊氏の埒域差に立脚した理論は、古代國家の基本的階級關係の成立事情に關する限り、その妥當性を高く評價しなければならぬ。併し、かくして成立した階級關係のその後の發展が等閑視され、成立期の關係がそのまま持続されているとの印象を受けるのは果して誤解であらうか。なぜならば、第一類型は當時の日本社會の現實、すなわち、共同體的關係の廣汎な殘存のため交換經濟が未發達であつたこと、勞働力の恒常的にして確實な供給源を排除したこと、等によつて當初のラティフォンディアの形態を持続し難かつたのではなからうか。又、第三類型はその後の類型と全く別個のものであり得ただらうか。氏の類型の妥當性を持統の面についても主張するならば、律令國家體制内にい

かに組込まれたか、或は三類型と大化改新の必然性との關連を理論的に解明する必要があるように見受けられる。併し、氏においては、前者は納得せしめる内容をもたず、後者については改新を支配階級間の所有形態における尖锐な對立による矛盾としてしか把握されていない（上代社會の基本的矛盾、その展開形態」第四論文「律令社會の構成史的位置」第五論文）。このことは、氏の限界に當時における理論史學の限界を示すものではなかつただらうか。

その後の古代社會の理論的究明は、石母田正氏・藤間生大氏らにより、奈良朝の戶籍を通じての家族構造に關する基礎的研究を土台にして著しく進められて行つた。

（兩氏の奴隸制に關する研究としては、律令時代の初期庄園の勞働力としての奴隸の存在及び形態を論ぜられた論考がある。石母田氏の「古代における奴隸の一考察」増補中世的世界の形成所收、藤間氏の「日本庄園史」はそれである。就中、石母田氏の研究は、家人を奴隸解體期のコロナートに比定されたこと、その發生の時期を大化前後とされたこ

と、奈良朝の寺院等の庄園の勞働力には家内奴隸に供給源をもつ勞働奴隸の存在すると、等を明らかにされたもので劃期的な意義を有するが、ここでは主題の關係上觸れ得ないのは残念である。

兩氏の研究によつて、奈良朝の農村社會では、地域的な差はあるとしても家父長制家内奴隸制へ向つての階級分化が行われつつあることが明らかにされた。更に藤間氏は、右の研究に立脚して、日本社會の發展系列として氏族共同體↓親族共同體↓家族共同體↓古代家族の段階説を立てられたのであつた。今日の古代史研究は、兩氏の業績の批判的攝取なくして一步も進み得ないのであり、我々の主題も藤間氏の氏族説（「日本古代國家」第二章）によつて飛躍的な發展をみた。

我國の氏族は、所謂クラン・ゲンズのな氏族共同體ではなく、基本的には、古代家族↓小數血縁者と多數の非血縁者によつて構成され内部には家父長的家内奴隸制的關係が貫徹している一を頂點とし、その他の親族共同體を奴隸制的に支配して居る政治的結合體である。有力氏族とは、かゝる氏族を家父長制的

に隷屬せしめたものに外ならない。

以上の氏の説によつて、奴隸制の問題は、渡邊氏にみられた著しい抽象性を脱して、氏族を媒介とすることにより、具體的な歴史過程の理解に不可欠の要素に迄高められた。更に構造論的にも嚴密性を加え、渡邊氏の場合には氏族をクラン・ゲンズ的に考えようとすべを見出すことができる。併し、その把握が、構造の歴史的な變化に迄注意されなかつたことを指摘し得るのでなからうか。即ち、古代家族の下に奴隸制的に支配されている共同體（氏によれば親族共同體）については、その構造的變化を殆んど注意されていない。もとより、上からの苛酷な收奪によつて成員の余剩生産の蓄積の制約されていること、共同體的結合を支配の手段とされたために共同體的關係の不自然な持續をみたこと、は明らかであり、このため、共同體内の階級分化の困難であつたことは認め得るところである。併し、にも拘らず共同體自身の構造的變化は行われ得た筈である。かゝる變化すなわち支配者にとつての新たな事態の出現なくして、

六世紀から七世紀中葉にかけての劇しい政治過程、更には律令國家の出現を理解し得るであらうか。右の疑問は古代國家についての叙述（前掲書第三章）によつて確かめられる。即ち、豪族間の紛争を彼等の支配圈擴大への衝動もとより奴隸制的支配者としての避け難い必然であつたとは云え一を説明原理として叙述されていること、皇室のデスポットとしての意義を顧慮されていないこと等、政治史の把握について稍不徹底の憾を免れないのである。

ところで、マルクスの遺稿「資本制生産に先行する諸形態」の發表（歴史學研究第一二九號）は、奴隸制に關する新たな視野をもたらした。藤間氏の「政治的社會成立に就ての序論」（歴史學研究第一三三・一三四號）前島省三氏の「日本古代社會」は、遺稿に叙述されたアジアの土地所有形態を支點として、古代史に新鮮な問題を提起されたものといふべきであらう。

藤間氏の理論中關係あるものは左の如くである。氏は「日本古代國家」に於いて皇室のデスポットとしての側面を輕視したことを自

己批判し、皇室が蒙族的側面と共にデスポットとしての側面を有したことを認め、改新の動機として地方蒙族の抬頭及び人民の抵抗を消極的に認められた。更に共同體については、デスポティズムによつて支配されている場合（譯文によれば總體的奴隸制）、外部的な強制によつてそれが人爲的に持續せしめられる場合のあることを指摘された。又かかる共同體こそがデスポティズムの下部構造をなすのであり、従つてかゝる共同體の解體がデスポティズムの崩壞に封建社會の形成として結果することを理論的に叙述された。

右の内、デスポットとしての皇室の側面を注意されたのは正しいが、かゝる側面の出現した原因についての説明は支配階級間の矛盾に求められて居り、下部構造との關連を隨處されているとは云い難いものがある。このことは地方蒙族・人民の改新における役割の評價にも現われているのである。又、東洋の政治的社會に於ける共同體の在り方に對する見解は調期的なものといふべきであるが、基礎的研究を缺如しているために、マルクスの理論の機械的な適用に終つた感のあることは

否定し難い。

前島氏の研究は、マルクスの理論に立脚しつつ、石母田氏・藤間氏の説を批判するといふ形態をとつて展開せられている。

大化前代の共同體は崩壞期農村共同體であり、家父長制家族を主體とした地縁的結合體である。部民制とはかゝる共同體の奴隸制的支配に外ならない。部民制はその前提として、被征服共同體の内部に階級分化にもとづいて在地土豪が發生していること、共同體がかゝる土豪の人格的支配下にあること、によつて成立しているのであるが、かゝる土豪は更により有力な蒙族の支配に服している。以上の部民制の形態こそは、マルクスの云うアジアの土地所有形態に外ならない。（共同體或はその支配者は世襲的に土地を占有するに止まり諸々の共同體の最高の結合的統一體としてのデスポットにのみ土地の所有が行われて居る）。律令的デスポティズムは大化改新を契機としてかゝる體制を全國的に擴大したものである。

以上は氏の説の大要である。氏が、藤間氏によつて親族共同體の遺制をのこす家族共同

體の段階と規定された下總國大島郷に對して、積極的に家父長的關係を認められたことは頗る重要な意義をもつている。併し全體として余りにマルクスの遺稿に拘泥された感がある。即ち、地方土豪の成立が氏の云われる崩壞期農村共同體を基礎として行われ得たことは認めるとしても、それ故にすべての共同體がかゝる段階にあつたとは云い得ない。むしろ地方土豪は、その周邊により後進的な共同體の存在を持つが故に土豪たり得たのではなからうか。もし、すべての共同體が、家父長制家族による地縁的結合體であつたとすれば、日本古代はより強くギリシャローマ的發展をとげたのでないかとの疑問を持つのは果して誤解から生ずるものであらうか。更に、改新とデスポティズムの必然性についてはなお考慮すべき點があるのではなからうか。

本稿の主題について、最も示唆に富む見解を立てられたのは、西嶋定生氏の一九五〇年度の歴史學研究會大會における「古代國家の權力構造」の報告（「國家權力の諸段階」所収）である。

氏は、中國の秦漢帝國の構造を、家父長的

家内奴隸所有者であり且つ帝國の支柱であつた豪族を媒介として、極めて明瞭に分析された。豪族は、鐵製農具の使用を契機とする著しい生産力の不均等な發達を前提として發生した。先進地帯の家父長の家内奴隸所有者たる彼等は、勞働奴隸制への指向を持ちつつも、彼征服地の共同體の強固な殘存、及び廣汎な共同體の殘存による交換經濟の未發達に制約せられて、共同體を小作制によつて收取支配せざるを得なかつた。氏の説は、日本史における渡邊氏の第二類型の理論を更に具體的に展開されたと云うべく、アジアにおける小作制の奴隸制的意義を反省せしめられた點で、頗る重要な價值をもつてゐる。更に注目すべきは、古代國家の崩壞 $\parallel$ 律令國家の出現の必然性について、試論として述べられた問題である。

即ち、この必然性の基本的原因は、古代國家の豪族にとつて客觀的前提であつた所の生産力の地域的な不均等性の均等化にある。この均等化は、奴隸的な小作人であつた小農民の生産力の上昇に外ならず、このことは、彼等をして共同體的諸關係からの離脱と、從來

の奴隸的地位からの向上を目指させる結果となつた。後漢末から三國時代の動亂は、基本的にはかゝる原因によるものである。

以上の氏の説は、日本史に對して大きな問題を投げかけられたといふべきであらう。もとより、中國と日本には、歴史的諸條件に幾多の差異のあることは否めない事實である。併し、兩國が、古代國家の後に形態的には相似た律令國家を現出せしめる事實は、幾多の歴史的諸條件の差異の存在するにも拘らず、共通の原因をもつてゐることを示すものではなからうか。

律令國家は龐大な官僚組織を形成した。それは、前代に比して遙かに強大な權力をもつて農民に對抗した事を意味する。この事は、支配階級にとつては、かゝる權力によらなければ彼等の支配を確實に行ひ得ない状態の發生してゐたことに外ならないであらう。この新たな事態の發生は、被支配階級たる共同體の内部に生じた構造的變化を前提として、初めて理解し得るのでなからうか。

既に、藤間氏、石母田氏によつて、奈良朝の農村社會の漸時的な階級分化の進行と家父長

制家内奴隸制の出現が立證されている。又石母田氏によつては、家内奴隸が家業私業を持ち且つ最も悪まれない状態においてではあるが家族を持ち始めていたことが明らかにされてゐる。之等の事實は、古代國家の農村社會に次第に發生しつつあつた現象でなければならぬ。このことは、同時に農村社會が從來の共同體的關係を脱却しつつあつた事情を意味する。しかもかゝる現象は、共同體成員に均等にあらわれるものでなく、小地域を範圍としてではあるが新小土豪の成長を意味するものであつた。右の農村社會に生じつつあつた新たな事態こそは、支配者にとつて新たな政治體制を必要ならしめるものでなかつただらうか。

石母田氏は、「古代村落の二つの問題」(歴史學研究昭和十六年十月十一月)に於て、大化前後の農村社會における家父長制大家族(世帯共同體)の出現 $\parallel$ 土地に對する私有制の増大 $\parallel$ 血縁的紐帶の薄弱化を指摘して、律令制實施の客觀的條件として最も無力な抵抗のない状態を規定された。確かに氏の考察は正しい。但し、次の他の一面の課題を看却す

ることも出来ない。大化前代の家族達は、家父長的家内奴隸所有者としての權力で、共同体に對する支配を維持していた。しかし、かかる權力では果して右のような農村社會の新たな事實に對應し得たであらうか。共同體的關係が支配の手段としての効力を失つてくる時、或は從來の隸屬關係の中に新たな支配關係を持ち來そりとする新小土豪が生ずる時、舊來の支配者たる豪族は、個々の農民家族を直接に把握して行くか、或は新しい勢力Ⅱ新小土豪を合理的に支配の手段として利用しなければならぬ。特に前者こそ不可缺であつた。積極的にして且つ組織化された權力なくしては、彼等の支配權の確保はあり得ない。

六世紀から七世紀にかけての畿内豪族の劇しい對立抗争・デスポットの成長・律令國家の出現は、以上の新事態の發生を基幹とする一連の過程として理解さるべきではなからうか。

### 三

以上の視點に立つ時、四、五世紀から七世

紀中葉における皇室及び豪族の歴史的性質について、反省さるべき問題があるようである。

律令國家形成時の皇室の役割については、理論的認識に基づかない人々によつて、高く評價されて來たが、皇室に豪族達より遙かに強大な權力を認めるに止まつて、その權力の歴史的性質或は必然性については、全く考慮される處がなかつた。

之に對して、渡邊義通氏は、改新前後を通じて皇室も豪族も歴史的には奴隸所有者の權力の保持者に外ならなかつたことを明らかにされたのであるが、反面、皇室のデスポットとしての側面、特に律令國家に於て文字通りのデスポットたり得る可能性をもつていた事實については十分の評価をなされなかつた（前掲第五論文）。氏が、皇室の權力の歴史的性質を奴隸所有的權力とされたことは、週期的な意義をもつて居り、その後の研究は氏の業績の上に立つている。併し、デスポットとしての皇室の評価を輕視されたことは、その後の理論史學の缺陷であり、最近に至つて漸く克服されつつあるのを見る。

藤間氏の「日本古代國家」における大化前代の政治權力についての大和連合政權説は、デスポットに對する評價を缺如して居り「政治的社會成立についての序論」においては、この點を克服されつつも猶お十分の必然性をもつて把握されているとは云い難いものがある。

デスポットについての理論的把握の深化は、英雄時代に關する諸研究から始まつたといつてもよいと思われる。従つて、歴史學の立場から初めて英雄時代に就て偉れた洞察を行われた石母田正氏「古代貴族の英雄時代」（論集史學）から始めるべきであらう。

氏は、ヘーゲルの「美學講義」にもとづき英雄時代の一般的な歴史的性質を左の如く要約された。

一、根本的には階級社會であり、支配階級たる家父長的家内奴隸所有者は、生産手段の卓越した所有者として、獨立的地位を形成している。

二、併し、支配階級は、その周圍に存在する廣汎な獨立的農民階級を奴隸制的に編成することができず、社會の經濟的基礎

の半ばは自由な農民經營にある。

三、この時代は、奴隸制的支配を目指して劇しく運動しつつある時代であるが、この運動の主體はあく迄支配階級であり、農民はかゝる運動を推進するものとして存在した。

ところで我國の英雄時代は、三乃至五世紀に求めることができる。しかし「獨立自營農民ではあつても、政治的にはまったく豪族に隸屬して龐大な遙役勞働を提供したところの農民層を前提としなければならなかつた」點が特色であつた。更に、氏は雄略天皇の分析を通じて承峻に富む見解を述べられている。

即ち、雄略天皇には、畿内の諸豪族を壓伏して安東大將軍倭主に任ぜられる專制君主的側面と、一地方的な勢力と牛活から離れ得ない族長的側面とがある。後者は、當時の生産關係の特質、即ち彼等族長に隸屬して居た農民層の中に、共同體的諸關係が強固に残存していた事情に制約されたことに基因し、彼等自身も共同體的な族長的側面を持たざるを得なかつたからであつた。前者は後者から生ずる。かゝる共同體的諸關係は必然的に排他的社會

であり、かゝる族長達は狭少な地域に蟠居していたために、相互の對立抗爭は必然的に劇烈ならざるを得なかつた。従つて、彼等の勢力を安固ならしめるため、又そのために作られた彼等の連合の解體しないためには、彼等の上に超邁的な公權力・權威を持たざるを得なかつた。従つて、皇室の豪族からデスボットへの轉化は、實力のみでなく族長相互間の階級的矛盾によつても行われたのである。かゝる皇室と豪族との關係も、生産關係の特質に規整されて氏族的關係たらざるを得ず（用語の嚴密性を缺いているが）カーネットの形態を取るに至つた。

氏の業績は、英雄時代の階級關係を家父長的家内奴隸所有者對共同體であるとし且つ之が奴隸制へと運動しつつあることを明らかにされたこと、科學的な方法論に立脚して精神構造の分析に肉迫せられたこと、（但し本稿では記述しなかつた）等において劃期的な勞作として評價すべきである。爾後、英雄時代の下限について、龐大な古墳の築造の行われている五世紀迄も含められた點、又デスボットの出現について、單なる族長の抗爭とし

てでなく、族長と共同體との對立を考慮すべき點に關して日本に於ける英雄時代（歴史評論7號）の藤間氏の見解がある。

氏は、英雄時代の下限は、龐大な古墳の築造（例えば應神仁德陵）される以前四世紀におくべきこと、對立抗爭は、直接的には王と豪族又は豪族同志のそれとして現われるが、基本的には王又は豪族と大衆（共同體）のそれとして理解すべきことを述べている。

更に、王と豪族と大衆との關係については、氏の野心的勞作「埋もれた金印」―女王卑彌呼と日本の黎明―において克明に理論づけられている。

氏は、耶馬台國について、一、卑彌呼の時代（三世紀末から三世紀にかけて）及び耶馬台國の構造から推して、當時の日本には畿内から北九州を含むが如き統一國家は出現し得ず、共同體的關係によつて強國に規整された地方國家の段階であるとして北九州説に立ち、二、やがて畿内勢力によつて打倒せらるべき停滞的社會であるとの構想に立つて叙述を進められた。基本的な階級關係については石母田氏と同じであるが、特に王・豪族と對



立する共同體の役割を高く評價されたこと、かゝる状態に蒙族に共立せられた王<sup>II</sup>卑彌呼が家父長的なデスポットたり得ず、咒術の神秘的權威によつてしか支配し得ない様相を顯る生き／＼と描き出されたこと、從來、紛糾を續けた耶馬台國問題に科學的新方法論にもとづく解決の端緒を開かれたこと、等の點については高く評價さるべきである。併し、考古學的史料の使用法の甘さが隨所に見られること、文獻史料の使用法にも稍強引に過ぎる點のみられることは、本書の致命的缺陷といへば、更に耶馬台國を打倒すべき畿内勢力の分析の不足と、耶馬台國における共同體的關係を強調されすぎたこととは、勿論本書の意圖からすれば當然のこととはいへ物足りない點のあるのは否定し難い。

その後、四・五世紀から大化改新に至る期間の、デスポテイヅムの理論的な具體的研究は行われていない。しかし、大會における、西嶋氏の報告と藤間氏の發言は、現在、この問題についての手掛りを與えている。

秦漢の官僚組織は、蒙族自身の構造と質的な差異はなく、王を頂點とした家内奴隸制的

體制に外ならなかつた。前漢の王は、蒙族達をかゝる體制に組入れるべく抑壓するが結局成功せず、後漢は之等の蒙族の連合の上に共立される形態をとつた。併し、生産力の發達の均等化<sup>II</sup>小作的小農民の向上は、蒙族の勢力基礎を揺り動かし、蒙族はより強大な權力をもつて對抗すべく、律令國家の形成にむかわざるを得なかつた。

以上の西嶋氏の説は、基本的には日本の古代國家についても云い得ると思われる。但し、四・五世紀に王としての地位を確保した皇室は、秦漢の如く徹底した官僚組織をもたず、又蒙族の抑壓も行わなかつたと考えらるるのではあるが、この點の分析及び兩國の差異の究明は今後の最も大きな課題の一つである。

右の點に關して大會の討論に於ける藤間氏の發言は、興味ある見解と云えよう。

五世紀以前もそれ以後の大化改新迄も、社會體制としては共に家内奴隸制に立つてゐるが、兩者の間には相當の差異がある。五世紀以前の皇室は、全國制覇を目指す畿内蒙族の共同體的關係を殘存していた連合政體の先頭

に立てられていた。所が、全國制覇をほゞ確立した後從來とは稍異つた方向を辿つて行つた。皇室及び蒙族は體制としての支配權を確立したが、その實質的權力はかゝる體制を維持するために未だ不十分であつた。彼等はその後「實力の養成」に向つて行くが、一つの國家體制としての統一ある方法によらずに、個別的な充實の方法をとつて行つた。従つて、彼等は全體としての權力機構については、從來の連合政體をその儘保存せざるを得ない。このことは現象的に皇室の政治的な後退と見るべきものさえ呈せしめてゐる。

以上は藤間氏の發言の大要である。氏自身の説明不十分のため稍理解し難い箇所もあるが、この期間に關する政治的權力の運動の考察について、多くの問題を投げかけてゐる。

併し、この後に出現する律令國家（そこでは皇室は文字通りデスポットとして君臨する）の體制は、この期間のいかなる變化にもとづくのであらうか。

前述の一般農民<sup>II</sup>直接生産者の構造的變化の結果、支配者の家父長的家内奴隸制的權力によつてはその支配が維持し難くなつたこと

従つて、本質的には家内奴隸制的體制に立ちつゝも官僚的權力に轉化しなければならなかつたこと、しかもかゝる轉化は皇室に於ては有利であり且つその必要に迫られていたことを考慮すべきでなからうか。井上真貫氏

「部民の研究」「大和國家の軍事的基礎」(日本古代史の諸問題所收)は、制度史的な平板性を免れないとしても、この期間の皇室の官僚制の成長を描き出されている。最近の竹内理三氏の條里制の起源に關する研究「中世班園村落における古代的遺制」(史學雜誌第五十八卷三號)「條里制の起源」(日本歴史第二三號)は、皇室のこの期間の、「實力養成」についての示唆に富む見解といえよう。もとより、兩氏の研究には、猶お検討すべき多くの問題を含んでいても、上述の見地に立つとき、今後の研究の出發點を意味するものとして、その價值は高く評價されねばならない。

一方、豪族にあつては、かゝる轉化に困難な問題を含んでいた。彼等は古代家族的構造に立つ以上、その同族者の有力なるものを次に獨立せしめて行かねばならなかつた。し

かも、彼等を結合せしめる唯一の紐帶は、既に擬制化しその限り實質的に眞の結合たり得ない共同體的關係しかなかつたのではないか。それゆえに、彼等の權力は、更に強化さるべきにも拘らず、個別化し弱體化せざるを得ない。かゝる豪族達に残された途は、デスポットとしての實質を備えつつある皇室の官僚となるか、或は非常な危険を犯して自らデスポット化するより外はなかつた。物部氏、蘇我氏の没落は、かゝる必然性にもとづくものではなかつただらうか。又かゝる豪族の弱體性(それは農民の生長と彼等自身の古代家族的構造にもとづいて)こそが、皇室をしてデスポットへの途を歩ませたのでなからうか。

以上、先學の研究をあげつつも一面的な叙述に止まつたこと、實證的になすぐれた研究を殆んど取上げなかつたこと、行論中に全然具體的史實を挙げなかつたこと、等は、限られた紙數のためとはいへ批判を受けなければならぬだらう。併し私は現在の古代史研究に立つて最も必要なことは、正しい方法論に立

脚したより妥當な理論的認識を深めることにすると信ずる。そして、かゝる基礎に立脚して常に史料への沈潜を通じて、それらの理論は絶えず具體化されねばならない。このことこそ、古代史研究により豊かな科學性を附與して行くための最善の途ではなからうか。

(一九五一・一・三五)

#### 織田武雄理事渡米

本會理事(史林編輯主任)織田武雄氏は昭和二十六年二月十日出發渡米され、米國各地の大學に於ける地理學研究の實情を視察し五月二十九日歸朝された。京都大學史學科では陳列館主催の歸朝歡迎會を催し、種々興味深い歸朝談をうかがつた。